

# 17 衛 生 · 環 境

### 159 医療施設数および病床数

(各年3月31日現在)

年次	病院		診療所				歯科診療所	助産施設
	施設数	病床数	施設数			病床数		
			計	有床	無床			
平成20年	20	3,358	531	36	495	346	451	25
21	20	3,358	532	34	498	314	453	24
22	19	3,275	539	27	512	268	455	30
23	19	3,204	545	23	522	256	457	28
24	19	3,118	547	23	524	256	459	28

注：平成20年までは12月31日現在の数値である。  
資料：健康部生活衛生課

### 160 町別病院数および診療所数

(平成24年3月31日現在)

町名	計	病院	一般診療所			歯科診療所	町名	計	病院	一般診療所			歯科診療所
			計	有床	無床					計	有床	無床	
総数	1,025	19	547	23	524	459							
旭丘	12	1	7	—	7	4	土支田	14	—	9	1	8	5
小竹町	16	—	8	—	8	8	富士見台	16	—	9	—	9	7
小栄町	18	1	8	1	7	9	南田中	5	—	3	1	2	2
羽沢	6	—	4	1	3	2	高野台	25	1	14	—	14	10
豊玉上	7	—	4	—	4	3	谷原	12	—	7	—	7	5
豊玉中	9	—	5	—	5	4	三原台	5	—	3	—	3	2
豊玉中南	7	1	3	—	3	3	石神井町	72	—	39	2	37	33
豊玉北	61	—	38	1	37	23	石神井台	22	—	11	1	10	11
中村	11	—	4	1	3	7	上石神井	36	—	18	—	18	18
中村南	6	—	5	—	5	1	上石神井南町	—	—	—	—	—	—
中村北	26	1	14	—	14	11	下石神井	11	—	6	—	6	5
桜台	38	—	21	3	18	17	立野町	8	—	6	—	6	2
練馬	26	—	13	1	12	13	関町東	6	—	3	—	3	3
向山	7	—	1	—	1	6	関町北	46	2	23	—	23	21
貫井	36	—	17	—	17	19	関町南	20	2	10	—	10	8
錦	5	—	4	—	4	1	東大泉	100	3	54	2	52	43
氷川台	13	—	8	1	7	5	西大泉町	—	—	—	—	—	—
平和	17	—	10	—	10	7	西大泉	18	—	10	—	10	8
早宮	19	—	8	1	7	11	南大泉	29	1	11	—	11	17
春日町	44	—	22	1	21	22	大泉町	12	1	4	—	4	7
高松	19	1	10	—	10	8	大泉学園町	55	1	32	1	31	22
北町	37	2	19	2	17	16							
田柄	43	—	23	1	22	20							
光が丘	20	1	13	—	13	6							
旭町	10	—	6	1	5	4							

注：「病院」とは患者20人以上の収容施設を有するものをいう。「診療所」とは患者の収容施設を有しないもの、または20人未満のものをいう。  
資料：健康部生活衛生課

## 161 医療従事者数

(各年12月31日現在)

年次	医師	歯科医師	保健師	助産師	看護師	准看護師
平成14年	829	538	84	49	1,258	647
16	822	542	88	53	1,468	660
18	943	554	2,685	…	…	…
20	939	551	2,640	…	…	…
22	1,022	551	2,952	…	…	…

注：(1) 数値は、医師法第6条第3項、歯科医師法第6条第3項および保健師助産師看護師法第33条に基づく届出の人数。

調査は2年毎の実施である。

(2) 医師、歯科医師については原則住所に、医師、歯科医師以外については勤務地に届出を行う。

(3) 平成18年以降の保健師、助産師、看護師、准看護師の従事者数は、保健師の欄に合計数を記載した。

資料：健康部生活衛生課

## 162 薬局数および薬剤師数

(各年3月31日現在)

年次	薬局数			薬剤師数
	計	医薬品製造を行うもの	医薬品製造を行わないもの	
平成20年	256	27	229	1,309
21	258	26	232	…
22	264	25	239	1,423
23	276	24	252	…
24	279	19	260	…

注：薬剤師数は、厚生労働省薬剤師調査に基づく、隔年12月31日現在の区内在住者からの調査票届出数である。

資料：健康部生活衛生課

## 163 医薬品等販売業および賃貸業施設数

(各年3月31日現在)

年次	医薬品		医薬部外品	
	販売業	賃貸業	販売業	賃貸業
平成20年	122	—	—	—
21	116	—	—	—
22	117	—	—	—
23	111	—	—	—
24	102	—	—	—

  

年次	化粧品		医療機器	
	販売業	賃貸業	販売業	賃貸業
平成20年	—	—	993	434
21	—	—	1,076	432
22	—	—	1,130	444
23	—	—	1,165	452
24	—	—	1,185	451

注：医薬品販売業は、配置販売業および卸売一般販売業を含まない。

資料：健康部生活衛生課

## 164 毒物劇物販売業施設数

(各年3月31日現在)

年次	販売業		
	一般	農薬用品目	特定品目
平成20年	169	5	22
21	172	5	18
22	173	5	18
23	172	5	16
24	158	5	13

資料：健康部生活衛生課

### 165 環境衛生監視対象施設数

(各年3月31日現在)

年次	総数	理容所	美容所	クリーニング	公衆浴場	旅館業
平成20年	11,580	448	812	572	98	7
21	11,387	442	801	545	99	7
22	11,278	443	802	545	96	7
23	11,081	423	773	495	95	7
24	10,960	420	790	492	93	7

  

年次	興行場	プール	水道施設	墓地等	コインランドリー	小規模受水槽	その他
平成20年	10	157	1,054	141	75	8,137	69
21	11	160	1,004	141	65	8,043	69
22	12	158	969	141	65	7,969	71
23	12	154	955	142	66	7,886	73
24	12	153	936	141	69	7,770	77

資料：健康部生活衛生課

### 166 食品衛生関係施設数

(1) 食品衛生法第52条に規定する営業

(各年3月31日現在)

年次	総数	飲食店								
		計	旅館、ホテル	バー、キャバレー	一般飲食店	すし屋	そば屋	仕出し屋	弁当屋	そうざい店
平成20年	8,512	5,063	5	56	3,657	218	213	95	263	256
21	8,375	4,930	5	58	3,578	209	204	88	260	236
22	8,259	4,825	5	75	3,494	198	194	86	255	218
23	8,082	4,745	5	83	3,418	186	194	87	254	204
24	8,092	4,713	4	89	3,388	185	190	80	252	210

  

年次	飲食店 その他	喫茶店				菓子製造業				アイスクリーム 製造業
		計	店舗	自動販売機	自動車	計	パン製造業	生菓子製造業	その他	
平成20年	300	523	68	454	1	545	139	195	211	76
21	292	562	70	490	2	574	140	192	242	67
22	300	581	69	509	3	602	142	191	269	55
23	314	537	67	467	3	618	144	188	286	52
24	315	544	65	475	4	643	146	189	308	51

  

年次	乳関係営業			食肉関係営業			魚介関係営業			
	計	乳類販売業	その他	計	食肉処理業	食肉販売業	食肉製品製造業	計	魚介類販売業	食肉ねり製品製造業
平成20年	976	975	1	624	42	570	12	547	544	3
21	954	953	1	607	46	550	11	534	531	3
22	930	929	1	596	42	544	10	530	527	3
23	901	900	1	580	41	530	9	517	513	4
24	895	894	1	596	41	545	10	524	519	5

  

年次	食品の冷凍 または冷蔵	氷雪販売業	食品油脂 製造業	みそ製造業	ソース類 製造業	豆腐製造業	清涼飲料 製造業	めん類 製造業	そうざい 製造業	添加物 製造業
平成20年	13	6	1	1	1	63	4	22	43	4
21	13	5	1	1	1	57	4	21	40	4
22	14	3	1	1	2	52	4	20	40	3
23	12	3	1	1	2	45	3	21	41	3
24	12	3	1	1	2	40	3	21	41	2

注：食品衛生法に規定する営業のうち、区内に該当施設がないものについては項目名を掲載していない。

資料：健康部生活衛生課

(2) 食品製造業等取締条例(東京都)に規定する営業

(各年3月31日現在)

年次	総数	行商	つけもの製造業	製菓材料等製造業	粉末食品製造業	そうざい半製品等製造業	調味料等製造業
平成20年	1,367	20	28	2	4	9	7
21	1,345	19	25	2	6	9	6
22	1,304	8	27	2	5	8	8
23	1,272	1	26	2	4	8	9
24	1,270	2	21	2	4	8	9

  

年次	魚介類加工業	食料品等販売業総数			卵選別包装業	給食	
		計	店舗	その他		計	学校・幼稚園
平成20年	17	959	926	33	11	310	99
21	18	909	881	28	11	340	110
22	18	873	847	26	11	344	110
23	17	843	816	27	11	351	107
24	15	831	808	23	11	367	108

  

年次	給食						
	病院・診療所	工場・事業所	児童福祉施設	社会福祉施設	ボランティア給食	その他	給食(届出以外)
平成20年	17	5	106	36	7	12	28
21	17	6	115	45	6	11	30
22	17	6	118	46	6	10	31
23	16	6	120	50	6	9	37
24	17	5	127	53	6	9	42

資料：健康部生活衛生課

(3) 東京都ふぐの取扱規制条例に規定する営業

(各年3月31日現在)

年次	総数	ふぐ取扱所	ふぐ加工品販売者
平成20年	156	61	95
21	152	57	95
22	154	58	96
23	158	60	98
24	162	61	101

資料：健康部生活衛生課

(4) 練馬区食品衛生法施行規則第9条に規定する営業

(各年3月31日現在)

年次	総数	許可を要しない食品製造業	許可を要しない食品販売業	食器具容器包装	おもちゃ製造・販売業	添加物製造業	添加物販売業	乳さく取業
平成20年	3,812	109	3,534	85	60	—	23	1
21	3,812	109	3,534	85	60	—	23	1
22	3,815	109	3,537	85	60	—	23	1
23	3,815	109	3,537	85	60	—	23	1
24	3,816	109	3,538	85	60	—	23	1

注：練馬区食品衛生法施行規則第9条に規定する営業は、届出のみを要し、許可を要しない営業である。

資料：健康部生活衛生課

167 主要死因別死亡数

年次	総数	悪性新生物（がん等）					
		計	食道	胃	結腸	直腸・ 直腸S状結腸 移行部	肝・肝内胆管
平成19年	4,888	1,641	56	215	142	79	147
20	4,957	1,616	73	262	126	75	126
21	4,893	1,620	67	245	161	73	122
22	5,219	1,640	55	236	156	64	144
23	5,334	1,685	59	206	158	62	136

  

年次	悪性新生物（がん等）						
	胆のう・ その他の胆道	膵	気管・ 気管支・ 肺	乳房	子宮	白血病	その他
平成19年	63	122	320	66	23	41	367
20	94	110	291	68	22	32	337
21	64	117	313	65	22	32	339
22	67	117	323	73	30	38	337
23	72	151	322	91	32	32	364

  

年次	結核	糖尿病	心疾患	高血圧性疾患	脳血管疾患	肺炎	喘息
平成19年	17	57	762	36	500	472	13
20	18	55	746	32	560	467	4
21	15	64	733	38	503	405	6
22	11	75	812	51	527	430	10
23	17	58	852	44	469	501	7

  

年次	肝疾患	腎不全	老衰	不慮の事故	自殺	その他の全死因
平成19年	77	94	108	135	157	819
20	70	68	110	129	133	949
21	89	78	135	122	174	911
22	93	74	162	146	148	1,040
23	91	76	174	131	151	1,078

注：平成23年の数値は概数である。

資料：東京都福祉保健局「死亡原因一覧表(平成23年)」「人口動態統計(平成19年～23年)」、健康部保健予防課

168 一、二、三類感染症発生件数

年次	総数	一類感染症						
		エボラ 出血熱※	クリミア・ コンゴ出血熱 ※	痘そう (天然痘) ※	南米出血熱 ※	ペスト ※	マール ブルグ病 ※	ラッサ熱 ※
平成19年	197	—	—	—	—	—	—	—
20	150	—	—	—	—	—	—	—
21	174	—	—	—	—	—	—	—
22	162	—	—	—	—	—	—	—
23	204	—	—	—	—	—	—	—

  

年次	二類感染症				三類感染症				
	急性灰白髄炎 (ポリオ)	結核 ※	ジフテリア	重症急性呼吸器 症候群(病原体が SARSコロナイ あるものに限る)※	コレラ	細菌性赤 痢	腸管出血性 大腸菌 感染症	腸チフス	パラチフス
平成19年	—	181	—	—	1	—	15	—	—
20	—	141	—	—	—	—	9	—	—
21	—	163	—	—	—	—	11	—	—
22	—	150	—	—	—	—	12	—	—
23	—	195	—	—	—	2	7	—	—

注：※には、疑似症患者も含む。

資料：健康部保健予防課

### 169 届出を要する疾病発生件数

年次	総数	全数届出四類・五類感染症（届出のあった疾病のみ）									
		マラリア	レジオネラ症	急性脳炎	アメーバ赤痢	クロイツフェルト・ヤコブ病	後天性免疫不全症候群	梅毒	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	麻しん	風しん
平成19年	48	—	—	—	3	—	4	5	—	35	1
20	59	—	1	1	5	2	3	2	2	43	—
21	12	1	—	—	4	1	4	—	1	1	—
22	20	—	—	—	9	1	5	—	—	5	—
23	20	—	—	1	6	—	4	3	1	5	—

資料：健康部保健予防課

### 170 予防接種実施状況

年 度	D P T（三種混合）			D T（二種混合）		
	対象延人員	実施延人員	実施率	対象延人員	実施延人員	実施率
平成19年度	23,555	23,339	99.1	5,989	3,269	54.6
20	23,754	24,235	102.0	6,009	3,784	63.0
21	24,020	24,610	102.5	6,173	4,107	66.5
22	24,592	24,902	101.3	6,237	4,825	77.4
23	23,648	24,063	101.8	6,111	4,866	79.6

  

年 度	急性灰白髄炎（小児まひ）			風 し ん		
	対象延人員	実施延人員	実施率	対象延人員	実施延人員	実施率
平成19年度	11,309	10,949	96.8	11,605	10,981	94.6
20	11,099	11,506	103.7	…	…	…
21	12,079	11,350	94.0	…	…	…
22	11,909	11,538	96.9	…	…	…
23	12,175	9,000	73.9	…	…	…

  

年 度	麻 し ん			日 本 脳 炎			高 齢 者 イ ン フ ル エ ン ザ		
	対象延人員	実施延人員	実施率	対象延人員	実施延人員	実施率	対象延人員	実施延人員	実施率
平成19年度	11,605	10,981	94.6	—	800	—	129,787	60,144	46.3
20	22,676	19,557	86.2	—	1,193	—	128,476	68,195	53.1
21	23,758	20,419	85.9	—	3,645	—	132,340	67,217	50.8
22	23,901	20,978	87.8	73,143	27,464	37.5	140,255	71,444	50.9
23	23,820	21,960	92.2	101,508	42,292	41.7	140,588	66,177	47.1

注：(1) 対象延人員は、標準的な接種年齢時期に接種を勧奨した人数。  
 (2) 平成18年度から麻しん風しん混合で集計し、麻しん欄に記載した。  
 (3) 日本脳炎は平成17年5月30日より積極的な接種および個別送付を見合わせていたが、平成22年4月より積極的勧奨接種を再開した。

資料：健康部保健予防課

### 171 犬の登録等件数

年 度	犬の鑑札交付・再交付・交換数	犬の予防接種件数	咬傷発生件数
平成19年度	—	18,424	12
20	2,740	18,838	13
21	2,516	19,297	32
22	2,597	19,421	30
23	2,807	19,911	20
23	2,462	—	—

資料：健康部生活衛生課

## 172 休日急患診療事業等実施状況

年 度	練馬 休 日 急 患 診 療 所			練馬 つ つ じ 歯 科 休 日 急 患 診 療 所			
	昼間(休日)	準夜間	練馬区夜間救急 こどもクリニック (再掲)	歯科休日 急患診療	心身障害者(児) ・要介護高齢者 歯科診療	心身障害者 (児) 歯科相談	摂食・えん下 リハビリテーション 外来および訪問診療
平成19年度	5,692	6,092	5,660	636	2,575	154	193
20	5,526	5,677	5,195	597	3,021	164	252
21	7,027	7,763	6,757	549	2,932	166	250
22	5,498	6,069	5,423	463	3,045	147	269
23	6,013	6,235	5,673	502	2,896	121	257

  

年 度	練馬区休日・夜間薬局		石神井休日急患診療所		石神井歯科 休日急患 診療所	石神井休日夜間薬局	
	昼間(休日)	準夜間	昼間(休日)	準夜間 (土・休日)		昼間(休日)	準夜間 (土・休日)
平成19年度	5,420	5,253	4,272	2,050	726	—	—
20	5,319	4,939	4,293	2,072	618	4,157	1,903
21	6,444	6,878	6,088	3,597	637	5,643	3,370
22	5,183	5,290	4,837	2,434	596	4,527	2,199
23	5,487	5,563	4,815	2,632	583	4,649	2,423

  

年 度	小児初期救急医療事業			輪 番 制			心臓循環器 救 急
	日大練馬 光が丘病院	順天堂 練馬病院	島 村 記念病院	医 科 休日診療	歯 科 休日診療	柔道整復 施 術	
平成19年度	3,143	1,310	—	6,192	95	452	137
20	2,851	1,082	—	6,367	121	410	148
21	3,951	1,214	—	7,223	79	508	146
22	3,592	1,073	—	5,703	125	494	153
23	3,380	1,198	110	5,720	94	530	110

注：(1)「石神井休日夜間薬局」は平成20年4月に開局した。

(2) 島村記念病院への小児初期救急医療事業は平成23年11月に開始した。

資 料： 地域医療担当部地域医療課

## 173 リサイクル事業実施状況

(1) 事業状況

年 度	家庭用コンポスト化容器 ・電気式生ごみ処理機		リサイクル マーケット 開 催 (支援事業)	大型生活用品リサイクル情報掲示板 (リサイクル情報の提供件数)				集団回収 登録団体数
	あっせん	購入費助成		譲(渡)	成 立	譲(受)	成 立	
平成19年度	113	344	147	633	303	157	13	322
20	86	289	124	545	309	103	12	345
21	58	212	146	550	281	120	16	366
22	65	154	162	510	252	106	10	414
23	49	121	132	556	308	107	9	449

資 料： 環境部清掃リサイクル課

(2) 資源別回収量

(単位：kg)

年 度 および事業名	紙 類					古 布	乾 電 池	廃 食 用 油
	新 聞	雑 誌	ダンボール	紙パック	その他の紙類			
平成19年度	13,836,263	10,812,023	7,057,099	61,295	1,539	792,758	79,106	—
20	11,427,965	9,250,300	7,219,886	65,589	1,750	867,224	90,249	12,361
21	11,171,135	9,471,708	7,473,165	62,316	2,945	952,218	100,539	19,606
22	11,052,211	9,646,364	7,442,033	57,949	3,820	969,212	101,337	19,486
23	10,859,852	9,446,503	7,847,893	97,961	5,280	1,047,206	94,176	17,749
集 団 回 収	6,078,022	2,677,603	1,535,453	18,521	5,280	490,676	—	—
集 積 所 回 収	4,781,830	6,768,900	6,312,440	49,010	—	—	—	—
区立施設回収	—	—	—	2,640	—	556,530	27,370	17,749
販 売 店 回 収	—	—	—	27,790	—	—	66,806	—

  

年 度 および事業名	缶		び ん		ペ ー ッ ト ボ ト ル	容 器 包 装 プ ラ ス チ ッ ク
	ス チ ー ル	ア ル ミ	リ タ ー ナ ブ ル	ワ ン ウ ェ イ		
平成19年度	1,115,264	625,205	389,631	3,847,345	1,653,896	379,240
20	1,325,529	728,902	437,510	4,341,222	1,900,805	3,412,190
21	1,525,593	823,104	488,382	4,893,539	2,185,517	5,505,260
22	1,517,920	830,841	486,372	4,904,387	2,179,380	5,397,175
23	1,489,099	812,577	488,588	4,937,446	2,430,350	5,423,390
集 団 回 収	34,407	128,407	1,778	—	—	—
街 区 路 線 回 収	1,454,692	684,170	486,810	4,937,446	2,051,120	—
集 積 所 回 収	—	—	—	—	—	5,423,390
販 売 店 回 収	—	—	—	—	379,230	—

  

年 度 および事業名	金 属 類	小 型 家 電	ふ と ん
平成19年度	—	—	—
20	—	—	—
21	—	—	—
22	—	—	—
23	270,796	699	9,905
集 団 回 収	6,167	—	—
集 積 所 回 収	—	—	—
区立施設回収	—	699	—
販 売 店 回 収	—	—	—
粗大ごみ中継所	264,629	—	9,905

- 注：(1) 容器包装プラスチック資源回収は、平成20年10月からは区内全域で回収した。  
 (2) 廃食用油回収は、平成20年6月から開始した。  
 (3) 紙パックの集積所回収は、平成23年4月から開始した。  
 (4) 粗大ごみの金属類回収は、平成23年10月から開始した。  
 (5) 小型家電回収は、平成23年9月から開始した。  
 (6) ふとん回収は、平成24年3月から開始した。

資 料：環境部清掃リサイクル課

174 ごみ収集量

(単位：t)

年 度	収 集 総 量	可 燃	不 燃	粗 大
平成19年度	158,981	119,473	34,194	5,314
20	149,200	125,570	19,261	4,369
21	142,182	131,196	6,817	4,169
22	140,992	129,628	6,762	4,602
23	140,968	129,580	6,393	4,995 (4,632)

- 注：(1) 平成23年度から粗大ごみの資源化および再利用化事業を一部開始した。  
 (2) ( )内の数値は内数で、資源化および再利用化分を除いたごみ量である。

資 料：環境部清掃リサイクル課

### 175 し尿作業状況

(各年3月31日現在)

年 度	作 業 員	対 象 戸 数		作 業 収 集 量	
		戸 数	対 前 年 度 増 加 率	年 間 収 集 量	対 前 年 度 増 加 率
			%	t	%
平成 19 年度	2	238	△ 11.2	338	△ 4.5
20	2	232	△ 2.5	322	△ 4.7
21	2	208	△ 10.3	314	△ 2.5
22	2	194	△ 6.7	294	△ 6.4
23	2	173	△ 10.8	212	△ 27.9

注：対象戸数には、工事現場等の仮設便所は含まない。  
資料：環境部清掃リサイクル課

### 176 そ 族 昆 虫 駆 除 等 対 策 実 施 状 況

年 度	苦 情 相 談	衛 生 害 虫 等		樹 木 害 虫 ( 駆 除 本 数 )			蜂 駆 除 ( 除 去 巣 数 )		
		駆除件数	駆除面積 m <sup>2</sup>	チャドクガ	サクラムシ	そ の 他 の 樹 木 害 虫	スズメバチ	アシナガバチ他	
	件	件	m <sup>2</sup>	本	本	本			
平成 19 年度	2,638	2	7,939	4,902 (103)	569 (—)	708 (—)	148 (18)	248 (—)	
20	2,435	1	43	2,495 (75)	50 (25)	131 (29)	340 (29)	290 (2)	
21	1,064	18	2,644	376 (7)	— (60)	3 (23)	209 (10)	176 (1)	
22	1,710	19	2,288	175 (9)	— (27)	31 (6)	204 (15)	186 (3)	
23	1,731	19	2,050	177 (6)	— (48)	40 (19)	240 (23)	80 (5)	

  

年 度	ユ ス リ カ 駆 除 ( 延 個 所 数 )			ね ず み 駆 除		水 害 時 消 毒	
	調 査	卵 塊 除 去	薬 剤 散 布	殺 そ 剤	殺 そ 剤 配 布	発 生 回 数	件 数
				袋	戸	回	件
平成 19 年度	353	305	8	35,566	34,588	—	—
20	331	307	4	26,361	25,494	1	1
21	373	285	4	31,008	30,136	—	—
22	377	300	4	23,166	21,796	1	87
23	392	246	—	18,253	17,143	1	20

注：(1) 蜂駆除対策のアシナガバチ他には、ミツバチも含まれている。  
(2) 殺そ剤(袋)の数は、配布戸数に窓口での配布数を加えたものである。  
(3) ( )内の数値は外数で、土木部道路公園課の駆除件数である。  
資料：健康部生活衛生課、土木部道路公園課

## 177 大気汚染状況の推移

年 度	硫 黄 酸 化 物	オ キ シ ダ ン ト	二 酸 化 窒 素	浮 遊 性 粒 子 状 物 質 ( 粉 じ ん )
	ppm	ppm	ppm	mg/m <sup>3</sup>
平 成 19 年 度	0.005	0.034	0.022	0.023
20	0.005	0.035	0.021	0.024
21	0.005	0.034	0.021	0.023
22	…	0.036	0.018	0.019
23	…	0.030	0.020	0.021

注：(1) 数値は練馬区豊玉北測定室で測定された年度平均値である。

(2) 平成22年度から硫黄酸化物は計測していない。

資 料：環境部環境課

## 178 河川の水質測定結果

測 定 地 点	年 度	水 素 イ オ ン 濃 度 ( p H )	溶 存 酸 素 量 ( D O )	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 ( B O D )	化 学 的 酸 素 要 求 量 ( C O D )	浮 遊 物 質 量 ( S S )	
石	溜 瀧 橋	平 成 19 年 度	6.9	9.1	1.2	2.5	45.3
		20	7.1	9.8	0.7	1.7	35.8
		21	7.1	8.3	0.7	1.6	12.3
		22	6.8	9.1	1.0	1.1	8.0
		23	6.7	10.7	0.9	1.1	5.3
神	南 田 中 橋	平 成 19 年 度	7.3	11.1	1.3	3.5	14.0
		20	7.2	11.3	0.8	0.8	3.5
		21	7.4	10.6	0.6	0.9	18.0
		22	6.9	9.8	1.3	2.5	83.0
		23	7.1	11.5	0.9	1.2	3.3
井	栗 原 橋	平 成 19 年 度	7.5	11.2	1.4	2.3	1.5
		20	7.1	10.3	0.7	0.7	3.3
		21	7.4	11.0	0.7	1.2	2.8
		22	7.8	12.0	0.7	0.9	3.8
		23	7.6	11.7	1.3	1.8	2.3
白	大 泉 氷 川 橋	平 成 19 年 度	8.0	10.6	1.1	2.7	38.5
		20	7.7	10.1	0.9	2.5	129.8
		21	8.0	10.8	0.9	2.5	28.5
		22	7.5	11.4	0.9	1.4	48.8
		23	8.2	11.3	1.1	8.8	392.8
子	新 東 埼 橋	平 成 19 年 度	7.6	10.7	2.1	3.7	3.8
		20	7.2	12.4	0.9	1.2	3.0
		21	7.9	11.2	1.1	1.7	1.8
		22	8.1	11.5	1.1	1.8	5.8
		23	8.2	12.2	1.6	2.1	3.0

注：(1) 数値は年度平均値である。

(2) 平成21、22年度は河川工事により、測定地点を南田中橋から松之木橋へ変更した。

(3) 大泉氷川橋では河川の改修工事を行っている。

資 料：環境部みどり推進課

179 光化学スモッグ発生回数および被害者数

年 度	警 報 発 令 回 数	注 意 報 発 令 回 数	予 報 発 令 回 数	被 害 者 数
平 成 19 年 度	—	11	5	—
20	—	6	—	—
21	—	4	—	—
22	—	11	4	—
23	—	5	—	—

資 料：環境部環境課

180 公害苦情受付件数および処理件数

年 度	総 数		ば い 煙		粉 じ ん		有 害 ガ ス + 悪 臭	
	受 付	処 理	受 付	処 理	受 付	処 理	受 付	処 理
平 成 19 年 度	146	129	31	28	11	10	16	15
20	157	172	34	35	8	9	18	21
21	211	208	50	48	21	21	49	50
22	144	141	22	22	10	9	15	14
23	243	252	55	57	28	30	28	29

  

年 度	騒 音		振 動		水 質 汚 濁		そ の 他	
	受 付	処 理	受 付	処 理	受 付	処 理	受 付	処 理
平 成 19 年 度	66	59	15	15	8	6	4	3
20	90	99	21	22	—	2	8	9
21	96	94	23	23	—	—	8	8
22	77	75	33	33	—	—	7	7
23	100	104	28	28	—	—	4	4

注：(1) 1つの苦情が2つ以上の現象にまたがる場合、それぞれの現象ごとに1件として計上する。

そのため、総数欄の数値と各現象を合計した数値とが一致しない場合がある。

(2) 処理件数は、前年度以前に受付けたものを含む。

資 料：環境部環境課